

●香川県告示第269号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和2年9月11日から同年10月2日まで一般の縦覧に供する。

令和2年9月11日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 三木国分寺線（12号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市川島東町字東下所 532番4地先から 高松市川島東町字東下所 532番5地先まで	8.2~13.0	36	平成27年香川県告示第337号で 変更した区域の一部
高松市川島東町字西下所 430番2地先から 高松市川島東町字西下所 431番2地先まで	11.3~14.6	46	

- 4 供用開始の期日 令和2年9月11日